

ダム撤去の利害調整過程 熊本県荒瀬ダムを事例として

Coordination Process of Interests:

A Case Study of the Arase Dam's Removal in Japan

大野 智彦

Tomohiko Ohno

1. 背景

近年、流域環境の再生を目的として、長年使用されてきたダムの撤去が行われるようになってきた。ダムが撤去されることで土砂や栄養塩の循環が回復し、海と川を行き来する魚類など生態系の再生が期待される。他方で、一般的に面的な広がりを持つ河川流域に関わりを持つ主体は数多く、その利害は多様である。そうした多様な利害関係者が存在する状況で長年存在してきたダムを撤去することは、その利害調整に極めて困難が伴うと想定される。

そこで本研究では、日本初の大型ダム撤去事例である熊本県荒瀬ダム撤去を対象として、撤去実現に至る過程と、そこにおける複数の利害の競合状況を整理する。荒瀬ダム撤去については撤去運動に関わった当事者による報告などはあるものの、利害調整の観点からは十分整理されていない。

2. 手法

撤去に至る過程を包括的に把握するため、地方紙、全国紙の「荒瀬ダム」をキーワードに含む記事を網羅的に収集した。また、現地において住民、漁業者、林業者などへの聞き取り調査（計 19 名）を実施した。その他、必要に応じて熊本県議会議事録、旧坂本村議会議事録なども参照した。

以上の収集した情報を通読し、撤去に至る過程を整理した。同時に、荒瀬ダムが専ら目的とする発電と、その他利害との競合状況について得られた情報を整理した。その他利害としては、主要なものとして漁業、環境、地域社会を取り上げた。発電とその他の各利害との関係を、ダム建設当時とダム撤去決定当時の 2 時点について記述する。

3. 結果

3.1 ダム撤去に至る過程

荒瀬ダムは、1954 年に熊本県坂本村（現、八代市坂本町）に発電を目的として建設された。当時の熊本県内は停電が頻発するなど、深刻な電力不足に苛まれており、発電所の建設は重要課題であった。

ダム建設当時について、坂本村での大規模な建設反対運動の記録は確認できていない。しかし、ダム建設後に様々な被害が周辺地域に顕在化していく。ダム放流による振動被害や、ダムによる水害の悪化を訴える複数の住民グループが村内に形成される。

坂本村におけるダム被害の認識をより明確にしたと思われるのが、上流で建設が計画されていた

川辺川ダム問題である。2001年には坂本村内でも川辺川ダム建設の賛否を問う住民投票条例の制定を求める署名活動が行われたり、川辺川ダムに反対する「川漁師組合」が結成されたりした。

2002年に、荒瀬ダム撤去に向けた動きは加速する。建設ときに認められた50年間の水利権の期限が2003年に迫り、県当局は水利権を更新してダムを存続させようとする。しかし、住民説明会では理解が得られず、村議会でこれに反対する意見書が決議されるなどした。これを受けて、2002年12月に潮谷知事（当時）が設備更新費用よりも撤去費用の方が少ないことなどを理由としてダム撤去を表明した。

その後は具体的な撤去工法の検討などが進むが、2008年の蒲島知事の就任により事態は一変する。蒲島知事は当初の想定より撤去費用が高額になるなどの理由で、撤去を凍結した。これに対して坂本村を中心とする住民グループなどが激しい抗議活動を行い、撤去実現に向けた運動を幅広く展開する。蒲島知事は撤去費用の支援を国に求めるが、受け入れられることはなかった。その間、2003年時点で撤去を前提として7年間延長された水利権の期限が2010年3月末に迫り、県は再度の延長を図るも時間切れとなり、2010年2月に蒲島知事が2012年からのダム撤去を表明した。

3.2 各種利害の競合状況とその変容

荒瀬ダム建設当時の状況（1950年代）：荒瀬ダム建設当時は、発電による利益が他の利害に対して優位であった。電力不足に直面する県内の電力需要の16%を荒瀬ダム（藤本発電所）が担う状況にあった。ダム建設にともなう漁業や地域社会（住居移転、筏廃止など）への悪影響については金銭的な補償によって対応がなされた。

荒瀬ダム撤去決定当時の状況（2000年代）：荒瀬ダム撤去決定当時は、発電による利益は相対的に低下し、それに伴う被害が大きく注目されていた。電力需要が増大し、他にも発電所が建設され、荒瀬ダムによる発電が熊本県の電力需要に占める割合は0.7%にまで低下した（熊本日日新聞、2002年10月30日朝刊）。他方で、ダムが存在することによる被害が漁業（鮎の漁獲量・質、海の漁業への影響）、環境（水質悪化）、地域社会（振動、水害悪化）へ次第に蓄積していく状況にあった。

4. 考察

以上の結果から、荒瀬ダムを取り巻く利害の競合状況とその調整様式は、建設当時と撤去決定当時とで大きく変化したことがわかる。その変化の様式として、(1) 発電シェアの低下など社会経済状況の変化による利害認識の変化、(2) 水害悪化や水質悪化など周辺住民の経験にもとづいた利害認識の変化、(3) 川辺川ダム問題など他の関連する問題からの情報・人的つながりによる利害認識の変化を抽出することができた。また、各種利害がどのような主体によって唱導されているのか、それら主体間の権力関係やそれを規定する制度の重要性も想起される。今回の事例に即して言えば、水利権制度によって漁協の発言権が担保されたり、熊本県の選択肢が制約されたりしていた。

今後は、さらなる調査によってこうした結果を補強すると同時に、他事例との比較を通じて知見の妥当性を高めていく必要がある。

謝辞：本研究の一部はJSPS科研費16K16236の助成を受けた。